第2次甲州市障害者総合計画 概要版(平成27年2月策定)

障害のある人と共に歩み、安心して暮らせるまち、甲州

1.位置づけ

障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」

2.計画の期間

障害者計画部分 平成27年度から平成32年度まで(6年間) 障害福祉計画部分 平成27年度から平成29年度まで(3年間)

3.基本原則

(1)地域社会における共生

全ての障害者は、地域社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保できること。

全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。

全ての障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(2)差別の禁止

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別その他の権利 利益を侵害する行為が禁止されなければならないこと。

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁の除去の実施について 合理的配慮がなされなければならないこと。

女性の障害者や障害を持つ子ども(障害児)は、障害に加えて、更に複合的な困難な状況に置かれている場合があることを踏まえ、支援を行うこと。

(3)総合的な支援

障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して総合的な支援が講じられる 必要があること。

障害者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、各分野が必要な連携を行うこと。

障害者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、 雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う こと。

4. 各分野に共通する横断的視点

障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援 アクセシビリティの向上 障害の特性等に配慮した支援

障害者計画部分の分野別施策の基本的方向

	分野	項目数	基本的考え方
		*^	障害の有無にかかわらず市民が安心して暮らすことのできる地域社
			会の実現を目的とし、また、身近な場所において必要な日常生活又は社
1	生活支援	3 1	会生活を営むための支援を受けられることにより、社会参加の機会が確
Ι΄.	工作文域	J .	保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保
			されることを旨として、障害福祉サービス等の支援を行います。
			障害者が身近な地域において、保健及び医療サービス、医学的リハビ
2	保健及び医療	1 2	リテーションを受けることができるよう、環境の整備に取り組みます。
			障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下,その年齢
	教育 , 文化芸術		及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害
3	活動,スポーツ	9	のない児童生徒と共に受けることのできる環境整備に取り組みます。ま
	等		た、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行う
	,,		ことができるよう、環境の整備等に努めます。
			働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮するこ
	雇用,就業及び経		とができるよう、一般就労を希望する者は、可能な限り一般就労できるよ
4	済的自立の支援	11	ついまた就労継続支援事業所等での工賃の水準が向上するように、総合的
	NH1H TVXX		な支援に取り組みます。
			誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため,建築物等
5	生活環境	11	のバリアフリー化を推進するとともに,障害者に配慮したまちづくりを
			推進します。
			障害者が円滑に情報を取得し,及び利用し,意思表示やコミュニケーシ
	情報アクセシビ	_	ョンを行うことができるように,情報通信における情報アクセシビリテ
6	リティ	7	ィの向上,情報提供の充実,コミュニケーション支援の充実等情報の利用
			におけるアクセシビリティの向上を推進します。
7	* A * *.	0	障害者が地域社会において,安全で安心して生活することができるよ
7	安全・安心	9	う,防災及び防犯対策や消費者被害からの保護等を推進します。
	羊別の観光なり	6	平成 25 年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障害を理由と
8	差別の解消及び 権利擁護の推進		する差別の解消の推進に取り組みます。あわせて,障害者虐待防止法に基
			づく障害者虐待の防止等障害者の権利擁護のための取組を進めます。
	行政サービス等 における配慮		障害者が適切な配慮を受けることができるよう、市職員等における障
9		6	害者理解の促進に努めるとともに、障害者がその権利を円滑に行使する
			ことができるように、障害者に対して,選挙等における配慮を行います。
10	国際協力	1	障害者団体等による国際交流の支援に努めます。

数値目標(成果目標・活動指標)

1.成果目標

(1)施設入所者の地域生活への移行

年度末時只	点入所者数	【目標值】	【目標值】	
平成 25 年度(A)人	平成 29 年度 (B)人	削減見込(B-A)人・%	地域生活移行者数人・%	
4 0 人	3 2人	8人 (20.0%)	5人 (12.5%)	

(2)地域生活支援拠点数

平成29年度の設置箇所数(面的な整備)	1 箇所
---------------------	------

(3)福祉施設から一般就労への移行等

一般就夠	党移行者数	就労移行支援事業の利用者数		
H24 年度	【目標值】	H 2 5 年度 【目標値		
(人)	H29 年度(人・倍)	(人)	H29 年度(人・倍)	
4人	8人(2倍)	6人	2 8人	

2.活動指標

(1)障害福祉サービス(月の平均)

サービス等の種類		単位	H27	H28	H29
	居宅介護		554	579	605
	重度訪問介護		518	526	535
訪問	同行援護	時間	148	184	227
	行動援護		299	309	319
	重度障害者等包括支援		0	0	0
	生活介護		1,314	1,361	1,410
	自立訓練 (機能訓練)		23	23	23
	自立訓練(生活訓練)	人日	23	23	23
	就労移行支援		315	393	491
日中活動	就労継続支援(A型)		183	209	239
動	就労継続支援(B型)		865	951	1,046
	療養介護		150	150	150
	短期入所(福祉型)		82	82	82
	短期入所(医療型)		23	23	23
居住	共同生活援助		27	31	35
住	施設入所支援		39	35	32
相	計画相談支援	人	150	150	150
相談支援	地域移行支援		1	2	3
	地域定着支援		3	4	5

(2)障害児支援(月の平均)

サービス等の種類		単位	H27	H28	H29
	児童発達支援	人日	115	136	138
障害児	放課後等デイサービス		48	60	96
	保育所等訪問支援		4	6	8
	医療型児童発達支援		23	23	23
	障害児相談支援	人	32	40	48

(3)地域生活支援事業(年間の平均)

	サービス等の種類	単位	H27	H28	H29
	理解促進研修・啓発事業	回	1	1	1
	自発的活動支援事業		1	1	1
	基幹相談支援センター機能強化事業		1	1	1
	住居入居等支援事業	件	1	1	1
必	成年後見制度利用支援事業		3	3	3
	成年後見制度法人後見支援事業		1	1	1
業	意思疎通支援事業		5 5	6 0	6 5
	日常生活用具給付事業(総計)		704	815	926
	手話奉仕員養成研修事業	人	8	9	1 0
	移動支援事業		3 6 0	3 8 0	4 0 0
	地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1
	訪問入浴事業		5	6	7
	生活支援事業	人	2	2	2
任意事業	日中一時支援事業		4 1	4 2	4 3
	点字・声の広報発行	回	1 2	1 2	1 2
	自動車運転免許取得費助成事業	人	1	1	1
	身体障害者用自動車改造費助成事業		1	1	1

(4)障害者基本計画(市独自の目標)

分野	設定内容	平成32年度末の目標値
生活支援	セルフプランの作成支援	サービス利用計画全体の25%
	甲州市障害者自立支援協議会の委員に障害者である	3 障害全てについて障害者である委員
	委員を委嘱	の委嘱
	当事者同士の意見交換会の実施	年に1回以上の意見交換会の開催
	甲州市ケアガイドラインの策定	ケアガイドラインの継続的な策定
	ピアカウンセラーの養成・設置	3 障害全てのピアカウンセラーの設置
	3 障害の障害者相談員の設置	3 障害全ての障害者相談員の設置

【甲州市障害者自立支援協議会において、調査審議、意見の聴取を行っています】